

鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）の生徒に対して、予算の範囲内において、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(受給権者等)

第2条 知事は、高等学校等専攻科に在学する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者で知事が認めた者（以下「受給権者」という。）に対して、専攻科支援金を交付する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等専攻科を修了していない者
- 三 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- 四 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
- 五 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

- 一 退学・停学（3ヶ月以上のものに限る）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- 二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月
- 三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(交付対象者及び交付額)

第3条 交付対象者は、受給権者から専攻科支援金支給に必要な事務手続を委任された高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）とする。

2 交付金額は、交付対象の高等学校等に在学する受給権者について、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第4条第1項に基づき算定された総額とする。

(代理受領等)

第4条 学校設置者は、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、学校設置者の有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりと

する。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付申請額内訳書（別記第2号様式）
- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付申請額一覧（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、交付金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 受給権者
- (2) 受給権者ごとの交付決定額

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更交付申請額内訳書（別記第2号様式）
- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更交付申請額一覧（別記第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（別記第4号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第7号様式）により、変更承認に併せて変更決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金実績額内訳書（別記第10号様式）
- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金実績額一覧（別記第11号様式）
- (3) 収支精算書（別記第4号様式）

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業年度の3月31日とする。

（額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、交付金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(交付金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第13号様式のとおりとする。

2 この交付金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は別記第14号様式のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の交付金から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

学校設置者
住 所
名 称
代表者名

年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付申請書

標記について，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱第5条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月

2 交付申請額 金 _____ 円

3 学校別内訳

学 校 名	交付申請額	備 考
	円	
計	円	

4 関係書類

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付申請額一覧（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）

第2号様式（第5条，第7条関係）

鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金（変更）交付申請額内訳書

学校設置者名 _____

学 校 名 _____

1 交付申請額内訳

区分 専攻科支援金月額	私立高等学校等専攻科支援金の基礎となる生徒等数													(変更)交付申請額 円	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ 人数			
円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	
(区分1) 非課税世帯																
(区分2) 準ずる世帯																
(変更)交付 申請額月計																

注1 専攻科支援金月額の欄は，学校の実情に応じて適宜追記すること。

2 (変更)交付申請額の計は，(変更)交付申請額一覧の計と一致すること。

2 授業料

(単位：円)

学 科 名 等	授 業 料 (月 額)

第4号様式（第5条，第7条，第9条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

学校名 _____

収入の部

（単位：円）

科 目	予算額（精算額）	備 考
計		

支出の部

科 目	予算額（精算額）	備 考
計		

第6号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

学校設置者
住 所
名 称
代表者名

年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業を，下記のとおり変更したいので，鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱第7条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 年 月から 年 月まで

2 既交付決定額 _____円

3 変更交付申請額 _____円

4 学校別内訳

学 校 名	既交付決定額	変更交付申請額	備 考
	円	円	
計	円	円	

5 変更等を必要とする理由

6 関係書類

- (1) 私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更交付申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更交付申請額一覧（第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（第4号様式）

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日
（ 扱い）

学校設置者 様

鹿児島県知事



年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第8号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日
（ 扱い）

学校設置者 様

鹿児島県知事



年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 交付対象期間 年 月から 年 月まで
- 2 既交付決定額 _____ 円
- 3 変更交付決定額 _____ 円
- 4 追加交付決定額 _____ 円

5 学校別内訳

学 校 名	既交付決定額	変更交付決定額	追加交付決定額
	円	円	円
計	円	円	円

第9号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

学校設置者
住 所
名 称
代表者名

年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 対象期間 年 月から 年 月まで
- 2 交付決定額 _____円
- 3 精算額 _____円
- 4 不用額 _____円
(不足額)

5 学校別内訳

学 校 名	交付決定額	精 算 額	不用額 (不足額)
	円	円	円
計	円	円	円

6 関係書類

- (1) 私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付実績額内訳書（第10号様式）
- (2) 私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付実績額一覧（第11号様式）
- (3) 収支精算書（第4号様式）

第10号様式（第9条関係）

鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付実績額内訳書

学校設置者名 _____

学 校 名 _____

1 交付実績額内訳

区分 専攻科支援金月額	私立高等学校等専攻科支援金の基礎となる生徒等数													(変更)交付申請額 円	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ 人数			
円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	
(区分1) 非課税世帯																
(区分2) 準ずる世帯																
(変更)交付 申請額月計																

注1 専攻科支援金月額欄は、学校の実情に応じて適宜追記すること。

2 (変更)交付申請額の計は、(変更)交付申請額一覧の計と一致すること。

2 授業料

(単位：円)

学 科 名 等	授 業 料 (月 額)

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日
（ 扱い）

学校設置者 様

鹿児島県知事



年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- 1 交付対象期間 年 月から 年 月まで
- 2 交付確定額 金 円
- 3 学校別内訳

学 校 名	交付決定額	確 定 額	備 考
	円	円	
計	円	円	

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

学校設置者
住 所
名 称
代表者名

年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度
鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金を交付くださるよう鹿児島県補助
金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今回請求額	
未請求額	

振込先金融機関	
口座名義	
口座番号	当座・普通

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

学校設置者
住 所
名 称
代表者名

年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県私立学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱第11条の規定により下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 支給対象期間 年 月から 年 月まで

2 概算払申請額 金 _____ 円

交付決定額	概算払受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円

3 概算払申請額内訳

学校名	概算払申請額	内 訳					金額
		専攻科支援金月額	月	月	月	計	
	円	円	人	人	人	人	円

4 概算払を必要とする理由